

2019 年度における検討方針・課題（案）

2019 年度における重点課題、特定調達品目及びその判断の基準等の見直しに係る検討方針等の概要は、以下のとおり。

1. 重点検討事項

以下の（１）及び（２）については、本年度に引き続き、重点検討事項として位置づけ、検討を実施するものとする。また、次年度において環境政策的な観点から重点的に検討すべき事項が発現した場合は、当該事項についても優先的に検討を実施するものとする。

（１）グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

- グリーン購入法は、平成 13 年 4 月の完全施行から本年度末で 18 年が経過するところ。
- グリーン購入法の担うべき役割の再整理を行うため平成 28 年度から特定調達品目検討会プレミアム基準の活用に係る専門委員会において、下記の 2 つの論点から現行制度の課題抽出、当該課題の解決方策等に関する議論を実施しているところである。
 - ➡ より環境性能の高い製品・サービスの調達に向けた論点
 - ➡ 国以外の主体によるグリーン購入の促進に向けた論点
- 2019 年度は、本年度までの検討結果等を踏まえ、3 つの政策課題への対応に係る検討、重点戦略品目の拡充、物品から役務への移行品目の拡充、グリーン購入の普及方策・支援方策等のグリーン購入法に係る施策の将来的なあり方について、基本的考え方の再検討をはじめ、より具体的な検討を行う。
- なお、市場の更なるグリーン化を図るとともに、調達側・供給側双方にとって目指すべき方向性を示すため、プレミアム基準を積極的に活用するための方策については、従前に引き続き、検討を実施するものとする。

（２）プラスチック資源循環戦略への対応

- 本年度の物品及び役務に係る見直し対象品目等を中心に、プラスチック資源循環戦略（案）を踏まえ、判断の基準等の設定・見直し等の検討を実施し、可能な品目から対応を図ったところである。
- 2019 年度においても、同戦略の重点戦略を踏まえ、後述する見直し対象品目を中心にグリーン購入法における対応を検討するとともに、判断の基準等の見直しが可能な品目から対応を図るものとする。

- 併せて、国及び独立行政法人等の機関においては率先的な調達を行っていく。

2. 基本方針の追加・見直し等について

(1) 2019 年度新規提案募集

- 特定調達品目の追加や判断の基準等の見直しの参考とするため、物品、役務及び公共工事について、提案募集を実施する予定（5 月～6 月上旬を目途に募集開始）。
- 本年度の提案募集においては、環境負荷低減に寄与する技術や品目の提案を求めている。2019 年度の提案募集においても、引き続き実施する。
- 本年度に引き続き、地球温暖化対策のように、環境政策面から重点的に提案を求める事項について、提案募集を実施する。
- 併せて、見直しスケジュールに示した見直し対象品目についても、その判断の基準等の見直しに係る提案を求める形で提案募集を実施するものとする。

(2) 現行の基準等の見直し等に係る検討

- 平成 26 年度より特定調達品目及びその判断の基準等の改定等に当たっては、5 ヶ年の計画的な見直しスケジュールに基づき実施することとされた。
- 2019 年度は、本年度の判断の基準等の改定等を踏まえ、**資料 5 別紙**の見直しスケジュールに示した 26 品目について判断の基準等の見直しを実施する予定である。主な見直し対象品目及びその内容は以下のとおり。
- なお、本検討会における意見・指摘事項、環境政策の観点から広く普及を図る必要がある品目や重視すべき観点等については、分野横断的な検討を含め、2019 年度における見直しに適切に反映するものとする。

画像機器等（コピー機等）

- コピー機等 3 品目（コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機）については、本年度の見直しにおいて再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用を判断の基準及び配慮事項に追加したところである。
- 画像機器等の省エネルギー性能（消費電力量等）については国際エネルギースタープログラム Version3.0 の基準の検討が行われており、当該基準の検討状況を踏まえ、判断の基準等の見直しを図る等の適切な対応を実施するものとする。
- なお、現在示されている国際エネルギースタープログラム Version3.0 の草案によるとコピー機及び単機能ファクシミリは対象機器から外れる方向。

画像機器等（プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ）

- プリンタ等 2 品目及びスキャナについては、上記 のとおり、国際エネルギー

ースタープログラム Version3.0 の基準が検討中であることから、当該基準の検討状況を勘案しつつ、国等の機関における調達実績、上市されている製品の省エネルギー性能等を踏まえ、判断の基準等の見直しを図る等の適切な対応を実施するものとする。

- 上記 のとおり、ファクシミリについては国際エネルギースタープログラムの対象機器から除外する方向で検討が進んでおり、国等の機関における調達実績、市場への供給状況等を踏まえ、現行の判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について検討を実施するものとする。

電子計算機等（電子計算機、磁気ディスク装置）

- 電気計算機については平成 27 年度にコンピュータに係る国際エネルギースタープログラム Version6.0 が発効（平成 26 年 7 月）したことに伴い、省エネルギーに係る判断の基準の見直しを実施したところである。
- 本年 11 月に国際エネルギースタープログラム Version7.0 が改定・公布され、2019 年 2 月に発効予定である。このため、上市されている製品の省エネルギー性能、国等の機関における調達実績、市場への供給状況等を踏まえ、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等を含め、判断の基準等の見直しに係る検討を実施するものとする。
- なお、電子計算機については本年度内に省エネ法¹の次期トップランナー基準の検討が開始される予定であり、当該基準の検討状況を勘案するものとする。
- 磁気ディスク装置については平成 23 年度に省エネ法のトップランナー基準の改正に伴い、省エネルギーに係る判断の基準の見直しを実施したところであるが、以降は見直しを実施していない。
- 磁気ディスク装置については電子計算機と併せて、本年度内に省エネ法の次期トップランナー基準の検討が開始される予定であり、当該基準の検討状況を踏まえ、判断の基準等の見直しに係る検討を実施するものとする。

電気製品（テレビジョン受信機）

- テレビジョン受信機については平成 27 年度に省エネ法の多段階評価基準の改定に伴い、省エネルギー基準等の見直しを実施したところである。
- また、テレビジョン受信機については本年度内に省エネ法の次期トップランナー基準の検討が開始される予定であり、当該基準の検討結果を見直しに反映するとともに、重点戦略品目として 2 段階の判断の基準を設定するものとする。
- 併せて、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について検討を実施するものとする。

¹ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）

移動電話等（携帯電話、PHS、スマートフォン）

- 移動電話等については平成 27 年度にスマートフォンを新たな品目として追加するとともに、判断の基準等の見直しを実施したところである。
- 国等の機関における調達実績、市場への供給状況等を踏まえ、現行の判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について検討を実施するものとする。
- なお、PHS については本年 3 月末に新規・変更の受付が停止となり、2020 年 7 月にサービス提供が終了となることから、特定調達品目からの削除を前提に検討するものとする。

役務（省エネルギー診断）

- 省エネルギー診断については平成 26 年度に、技術資格の要件及び省エネ対策の提案内容に係る判断の基準の見直しを実施したところである。
- 政府実行計画²において 2019 年度までに原則として 10,000 m²以上の庁舎について省エネルギー診断の実施が掲げられているところである。
- このため、政府実行計画に基づく省エネルギー診断の実施状況・実施内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性等について検討を実施するものとする。

役務（印刷）

- 印刷については本年度の見直しにおいてオフセット印刷工程における VOC 排出抑制対策を判断の基準に追加したところである。
- 印刷における新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について、国等の機関における調達実績、業界団体における検討状況を踏まえ、判断の基準等の見直しに係る検討を実施するものとする。

（３）その他の見直し内容

経過措置設定品目

上記の見直し対象品目を含め、経過措置を設定している品目³について、製品の供給状況等を踏まえ、経過措置の終了の可否について適切に判断するものとする。

省エネ法のトップランナー基準の見直し

上記（２）の主な見直し品目以外で、省エネルギーに係る判断の基準において省エネ法のトップランナー基準を準用している品目のうち、本年度内に次期トップラ

² 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）

³ 経過措置を設定している品目は、プロジェクト及びテレビジョン受信機。なお、文具類、オフィス家具等及びベッドについては、木材又は木材を原料とする製品等の合法性証明に係る「ただし書き」が経過措置として設定されている。

ンナー基準に係る検討が開始される予定の品目⁴については、当該基準の検討状況を勘案し、適切に対応を図る。

配慮事項の見直し

2019 年度の見直し対象品目を中心として、設定されている配慮事項について可能な限り定量化又は明確化を図るとともに、判断の基準への格上げについても検討を実施するものとする。

プレミアム基準の活用

本年度の基本方針へのプレミアム基準の考え方の反映に引き続き、現行のプレミアム基準策定ガイドラインに記載されているプレミアム基準の考え方や設定例のうち、判断の基準等の見直しに適用可能な考え方、設定例がある場合については、可能な限りその内容を判断の基準等の見直しに活用するものとする。

3．グリーン購入の普及促進

グリーン購入の普及促進に向けて、調達者が各特定調達品目の調達に当たって確認すべき項目や判断の基準等について解説した「グリーン購入の調達者の手引き」への品目の追加・記載内容の変更等の改定を実施するとともに、取組マニュアルやガイドラインの整備、地方ブロック別説明会等を活用した地方公共団体（特に町村）や事業者等への普及・啓発に、引き続き取り組むものとする。

併せて、本年度中に改定を予定している「プレミアム基準策定ガイドライン（本編）」及び同ガイドラインの別冊として作成している「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン」の普及促進に引き続き努めるものとする。

⁴ 主な見直し品目以外で本年度内に次期基準の検討が開始される予定の品目は、家庭用エアコンディショナー、家庭用ヒートポンプ給湯器。また、ガス温水機器及び石油温水機器については、平成 29 年度より検討が開始されている。なお、省エネ法の次期トップランナー基準の検討時期等については「第 26 回総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会（平成 30 年 7 月 6 日開催）」資料による。